

## 7. 国際選挙監視に係る宣言及び行動規範等

- (1) 国際選挙監視の原則に関する宣言及び国際選挙監視員の行動規範  
DECLARATION OF PRINCIPLES FOR INTERNATIONAL ELECTION OBSERVATION  
and CODE OF CONDUCT FOR INTERNATIONAL ELECTION OBSERVERS)

### 【本宣言及び行動規範の作成、発表の経緯】

- (1) 国際選挙監視の原則等について議論を行っていた国際問題民主研究所 (NDI)、国連選挙支援部、米州機構等による会合が進展し、2003年10月、国際選挙監視の原則に関する宣言及び国際選挙監視員の行動規範 (以下、「原則等」) 作成のための事務局が国連選挙支援部、NDI、カーターセンターにより設置され、作成作業が本格化した (国連、USAID、欧州委員会、ドイツその他ドナーが財政的に支援)。
- (2) 2004年9月、欧州委員会の主催によりブラッセルにて会合が行われる等、各機関との協議が行われ、2005年7月、「原則等」は完成。2005年10月、国連により発表された。
- (3) 選挙監視に関心を有する20以上の国際的な政府間機構及びNGOが同「原則等」をエンドースしている (政府間機構: AU、Commonwealth Secretariat、欧州委員会、米州機構、OSCE 他、国際NGO: Asian Network for Free Elections (ANFREL)、カーターセンター、Electoral Institute of Southern Africa (EISA)、NDI 他)。
- (本件に関する詳細は <http://www.un.org/Depts/dpa/press-release-election.html> 等を参照。なお、原文は <http://www.cartercenter.org/documents/2231.pdf> 他で入手可)

### 国際選挙監視の原則に関する宣言 (概要)

#### 【前文のポイント】

民主的な選挙は、基本的人権の観点のみならず、民主的なガバナンスの実現、そして平和や安定の維持の点でも重要。

国際選挙監視は、選挙過程の違反や不正行為を明らかにしたり、選挙過程の改善に向けた提言を行うことを通じて、選挙過程をより健全なものとしうる。また、国際選挙監視は、選挙に関する公的な信頼性の確保や、選挙への参加促進とともに、選挙に関連して発生する対立を抑制する効果も有している。

国際選挙監視は広く認識されつつあり、選挙過程について正確で不偏的な評価を行うことを通じて、重要な役割を果たすようになってきている。

#### 【本文のポイント】

1. 民主選挙は、当該国国民の主権の表現として統治の正統性の根拠をなすもの。また、平和と安定の維持にとっても重要。
2. 世界人権宣言等の国際的な宣言等に鑑み、すべての国民が投票の権利を有し、政治参加の機会を与えられなければならない。
3. 国民の意思は、統治の正統性の根源であり、定期的な選挙によって決定されなければならない。また、その選挙は、自由、公正で平等かつ秘密の投票により行われなければならない。
4. 国際選挙監視では、制度的、包括的かつ正確に、選挙実施に係る関連法令、手続、制度、その他選挙をめぐる状況に関する情報収集を行い、これらの情報について不偏かつ専門的な分析を行い、その分析に基づき選挙の一連の過程について評価を行い、更に可能な場合には、選挙及び関連の一連の過程について提言を行う。国際選挙監視は、政府間機構や国際的NGO等により行われる組織的な取り組みである。
5. 投票日の活動は重要ではあるが、その重要性を強調しすぎてはならない。国際選挙監視では、

投票日前の期間、投票日、及び投票日後の期間を通じて、包括的かつ長期的な監視を行う。

選挙区の区分け、有権者登録、電子技術の使用、選挙関連の不服申し立てのメカニズム等の特定のテーマを調査するミッションが派遣されることもあるが、その場合、選挙過程の全般についての評価は行うべきではない。

国際選挙監視では、政治的な理由、また、性別、人種、少数派等の理由により選挙過程への参加に差別や支障が生じていないか検証する。これらは、不偏かつ正確な報告が紛争の根源を緩和することに資するような選挙の場合には特に重要。

- 6 . 国際選挙監視団は、選挙の実施国及び国際社会の双方にとり有益でなければならない。国際選挙監視団は、選挙結果に拘わらず、タイミングよく誠実かつ正確な報告を行わなければならない。国際選挙監視員は、政治的、経済的にも中立でなければならない。選挙監視団は、選挙実施国からの金銭的な支援を受けるべきではない。
- 7 . 国際選挙監視団は正確かつ不偏の声明を發出する必要があり、選挙実施国の選挙過程の改善に資するよう監視の結果や提言を発表する必要がある。国際選挙監視団は、その存在とともに、監視団の任務、構成、期間を明らかにする必要がある。
- 8 . この宣言と付属の国際選挙監視員に関する行動規範を承認した国際機関等は相互に協力することを約束する。
- 9 . 国際選挙監視は、選挙実施国の主権、当該国民の人権や法令を尊重しなければならない。
- 10 . 国際選挙監視団は、選挙過程に妨害、介入することなく、選挙実施当局との協力を努めなければならない。
- 11 . 国際選挙監視団の派遣の決定またはその検討が行われることをもって、選挙実施国の行う選挙課程が信頼しうることにはならない。また、選挙監視団の存在そのものが、民主的でないことが明確な選挙に正統性を付与するとみなされうる場合には、選挙監視団の派遣は行われべきでない。
- 12 . 国際選挙監視団が、効果的にかつ信頼性ととも活動を行うために満たすべき幾つかの前提条件があり、選挙実施国の状況が以下を満たさない場合には監視団の派遣は行われべきではない。
  - a 選挙実施国が、国際選挙監視団の招待や受入れを表明し、選挙監視の一連の過程を監視団が分析することを認めること。
  - b 電子投票等の選挙関係の技術分野も含め、すべての選挙の過程において国際選挙監視団の自由なアクセスが認められていること。
  - c 選挙関係者、政府関係者、治安関係者、選挙に参加するすべての政党や組織、報道関係者等の選挙実施国で民主的選挙の実施に関心のあるすべての組織及び関係者へのアクセスが認められていること。
  - d 選挙監視団のすべての関係者に国内移動の自由が認められていること
  - e 監視結果について、監視団が声明や報告、提言等を発表する自由が認められていること。
  - f 政府、治安、選挙当局が国際選挙監視団関係者の構成に介入しない、また、監視団関係者の数を制限しないこと。
  - g 監視員その他関係者に対して国内全域で有効な登録（IDカードの発給等）が行われること。
  - h 政府、治安、選挙当局が国際選挙監視団関係者の活動を妨害しないこと。
  - i 政府が、国際選挙監視団に参加する同国国民や外国人に対して、脅迫等を行わないこと。

国際選挙監視団が選挙実施国若しくは当該国の選挙当局との間で上記を規定する覚書等を交わす場合もある。選挙監視は文民活動であり、深刻な安全上のリスクがあったり、監視員の安全な展開が限られたり、またその他選挙監視の手法を損なうことがある場合にはその有

効性は疑わしいものとなる。

- 1 3 . 派遣に先立ち、選挙監視団は主要な政治勢力からの受入れを求めるべきである。
- 1 4 . 政党、候補者及び支持者等の政治的参加者は、選挙や選挙監視のすべての過程を監視することが認められていること。
- 1 5 . 国際的な選挙監視団は以下のことをなすべきである
  - a 選挙過程において、政党の代表や候補者等、すべての政治的な競争者と交流を持つ。
  - b (政治的な競争者より)選挙の過程に関係する情報提供を歓迎する。
  - c こうした情報を中立的にかつ偏りなく評価を行う。
  - d 国際選挙監視の重要な要素として、すべての選挙の関係者が無差別に扱われ、選挙の過程のすべての要素を検証できるようなアクセスが認められているかについて評価を行うまた選挙の過程について、書面その他により提言を發表し、一部の政治的参加者による妨害等がなくなるよう、また選挙の一体性が維持されるよう促す。
- 1 6 . 国際的に認められた参政権の観点からも、選挙実施国の国民は当該国の政府や公共政策に参加することができる。これには国内の NGO による監視活動も含まれる。国際選挙監視団は、国内選挙監視団が、干渉や制限なく不偏的に監視することが可能であったか否かについて評価し、報告すべき。
- 1 7 . 国際選挙監視団は、何れの集団にも属さない国内の選挙監視団と定期的に接触し、協力関係を築くべき。国際的な選挙監視団は、独立性を確保しつつ国内の選挙監視団による情報を歓迎し、補完的な所見を加えることが可能。
- 1 8 . この宣言をエンドースした機関は、民主的選挙に関わる基準、原則、遵守の確立に相当の進展がなされたことを認め、そうした原則等を選挙過程における監視、判断、結果に使用することに従い、採用した原則、監視の方法に対し透明性を確保することを確約すること。
- 1 9 . この宣言をエンドースした機関は、選挙過程の監視のための信頼うる手法は多様であることを認め、しかるべくそうした手法を共有し互いに調和させることに従う。また、国際選挙監視団が、監視活動が一部分に特定されない限り、選挙実施国における選挙過程の特徴を独立的かつ不偏的に判断しうるに十分な規模及び期間をもって派遣されるべき旨認める。また、同監視団が、投票日当日のみに限定することなく、選挙過程全体のなかでの監視が必要であることを認めること。
- 2 0 . この宣言をエンドースした機関は、以下の事項を認める。国際選挙監視団は、選挙過程、原則、国際的人権、選挙法、政治的プロセス、選挙実施国の情勢等に対し、統一性をもって監視や判断が可能な多様な政治的・技術的能力を有する団員から構成されるべきこと、また、ジェンダー、市民権の多様性にも配慮すべきこと。
- 2 1 . この宣言をエンドースした機関は、以下の事項につき従う。
  - a 国際選挙監視団の参加者に対し、判断及び結果に関わる情報の正確性及び政治的な普遍性の原則を徹底させること。
  - b 選挙監視団の目的を示した業務内容の説明書を用意すること。
  - c 国内法、規則、治安を含む政治的環境の情報を収集すること。
  - d 選挙監視団の参加者に対し、採用する選挙監視の方法を指示すること。
  - e 選挙監視団の参加者に対し、本宣言に付随する国際選挙監視員の行動規範を読み、同規範若しくは同規範に準じた各機関の行動規範に対し従うことを求めること。
- 2 2 . この宣言をエンドースした機関は、本宣言及び国際選挙監視員の行動規範にする遵守のためにあらゆる努力を行う。同宣言及び行動規範の精神を遵守しつつも、右から逸脱する必要がある場合には、当該機関はその旨公表すること。

23. この宣言をエンドースした機関は、政府による選挙監視団の派遣を認め、こうした選挙監視団による、この宣言および国際選挙監視員の行動規範に対する暫定的なエンドースを歓迎すること。
24. この宣言及び国際選挙監視員の行動規範は技術的文書であるが、エンドースした機関の政治的部局による決定がある場合にはその決定を歓迎する。また、今後も他の機関によるエンドースを歓迎するが、そのエンドースは国連選挙部によって記録されるべき。

#### 国際選挙監視員の行動規範（仮訳）

1. 派遣先国の主権と国際基準の人権を尊重すること。
2. 派遣先国の法律や選挙管理委員会を尊重すること。
3. この行動規範また監視団の書面若しくは口頭の指示に従い、国際選挙監視団としての一体性を尊重して行動すること。
4. 政治的な公平性を常に厳格に保つこと。
5. 選挙のすべての過程に干渉しないこと。
6. 適切な身分証明証を携帯、提示すること。
7. 選挙監視の結論を導き出すにあたり、正確な監視とプロフェッショナリズムを保つこと。
8. 選挙監視団が所感を公表する前、公衆の場や報道機関の前で個人的な意見や憶測を述べないこと。
9. 他の国内、国際の選挙監視団体と協力すること。
10. 派遣先国の社会に敬意を払い、適切な判断と思慮分別を持って行動すること。
11. この行動規範に反する行為を行わないこと。
12. この行動規範に従い行動すること。

## (2) ネパール制憲議会選挙 国際選挙監視員の行動規範の概要

### (ア) 前文

ネパール選挙管理委員会（以下「選管」という）は、選管法第 46 条に基づき、制憲議会選挙の国際的な監視活動を管理するために以下の行動規範を発行する。この行動規範は、選管が認証する全ての国際監視団（以下、「監視団」という）及び国際監視員（以下、「監視員」という）の活動に対して拘束力を有する。

### (イ) 国際監視団の認証に関する規定

監視員は監視団の一員として、選管による認証を受ける。

監視員は認証を受けた監視団を通じ監視員の認証の申請を行う（申請にあたっては、この行動規範を遵守することを誓約する）。

監視活動に必要な支援及び費用負担は認証を受けた監視団が行う（選管はいかなる費用も負担しない）。

監視員は活動にあたり認証カード（ID カード）を常時携帯する。

### (ウ) 認証の無効化

監視団又は監視員がネパールの法律やこの行動規範に違反した場合、選管は当該監視団又は監視員の認証を無効にすることができる。

### (エ) 国際監視団及び監視員が有する権利・特権

今次選挙に係る全てのプロセスを監視すること。このため有権者登録、政党・候補者の立候補、選挙運動、投票準備、投票実施、開票、選挙結果の発表、メディアの利用を含め、制限されない自由な監視活動を行うこと。

国内の移動の自由（ネパール政府が定める制限区域を除く）。

投票所及び開票所を含む選挙関係施設の訪問の自由。

今次選挙における全ての利害関係者との意思疎通の自由（例：選管職員、有権者、政治団体、政府関係者、NGO、職能団体、メディア等）。

選挙プロセスの監視に関連する情報提供をいかなる関係者にも要請しうること。

選挙に関連し提起されたいかなる苦情にも接しうること。

正確かつ包括的な形での監視結果の公表や関係者への伝達（時期は問わない）。

### (オ) 選挙プロセスの監視に際し、監視団及び監視員が負う義務

監視員はネパールの慣習、文化、主権を常に尊重すること。

監視員の派遣前に、監視団は選挙プロセス及びこの行動規範につき、当該監視員に十分な説明を行うこと。

監視員は業務に際し不偏性、客観性、独立性を保ち、いかなる政治的な偏向又は選好をも表明してはならない。監視員は、特定の政治団体への支持や反対を示す衣類、シンボル、写真その他の物品を携帯したり、着用したりしてはならない。

監視員は選挙関係者の役割、身分、職権を尊重し、選挙関係者及び有権者に対して敬意を持って礼儀正しく接すること。

選挙関連施設内では、監視員は速やかに身分を示すとともに、選挙関係者に協力すること。

監視員は慎重に業務を行い、選挙プロセスを妨害してはならない。監視員は選挙プロセスに携わる者に影響力を行使したり助言を与えたりしてはならない。

投票日には、監視員は投票行動を適度に離れた場所から監視し、投票所内の有権者には話しかけてはならず、また、投票が済んだ有権者に誰に投票したのかといった質問を行ってはならない。

監視員は投票の秘密を尊重しなければならず、投票プロセスの整然とした進行を阻害して

はならない。

現場で発生した論争について、監視員は、その正否を判定、判定結果の承認、証拠として（当事者のいずれかに）利用されうるような文書の提供を慎まなければならない。

監視員は、選挙法、同関連規則及びこの行動規範への違反に関する情報や出来事を記録する。監視団は、これらの違反について、選管に速やかに報告し、注意喚起を行う。一方で、監視員は、（記録はするが、）事態の進行を妨げることは慎むこと。

監視団による選挙の評価は正確かつ包括的でなければならず、声明や報告書を発表する際には、選挙プロセスに影響を及ぼしうるあらゆる要素を考慮すること。

監視団は透明性に留意し、評価の根拠となった事実や監視方法を含め情報収集の方法を明らかにすること。

監視員は選挙プロセスに関する個人的な見解を公表したり、メディアに発表してはならない。

監視員は選管や他の選挙関係者を中傷し、その名誉を毀損したりするような公的な見解を発出してはならない。

監視員は選管による正式な結果発表の前に選挙の結果を公表してはならない。

監視員は投票及び開票に関する事項に関する守秘義務を堅持すること。

監視員は選管との緊密な連絡を保つこと。

監視団は選挙後に暫定的な報告を提出し、選挙プロセスの最後に総括的な所見を提出する。